

私立大学等経常費補助制度 の概要と問題

日本私立大学教職員組合連合 書記次長

三宅 祥隆



2001年から日本私大教連専従。東京都立大学出身。日本私大教連は私立大学・短期大学教職員組合の連合体で、唯一の全国組織です。現在、6地区私大教連、約230私立大学・短大・高専、約2万人の教職員が加盟しています。

「全大教 大学・高等教育研究会」（2019年3月30日）講演より

はじめに

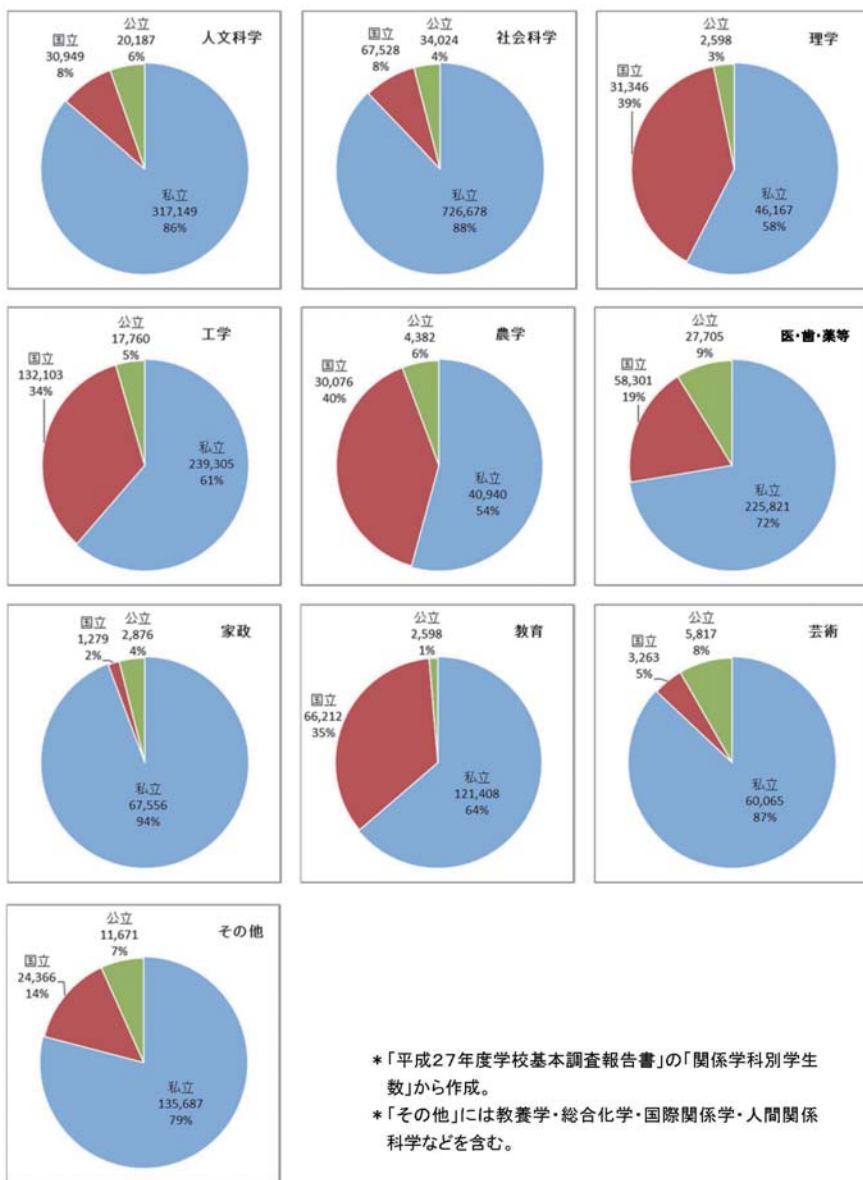
日本私大教連書記次長の三宅と申します。私は日本私大教連の専従をしております。2001年に中途採用で入りまして、小泉内閣とともに仕事が始まるというタイミングになりました。後から考えれば厄介な時にこの職に就いたと思います。本日は、私立大学の現状課題というお題をいただきまして、制度的なことについては、私立大学制度、学校法人制度についてお話しすればいいのだろうと直感しましたが、その他の現状課題についてとどのあたりの話をすればいいのか。ソフト面もいろいろありますし少々悩みましたが、やはり国公私大共通してファンディングの部分、財政基盤をどうしていくのか、国がそれにどう関与していくのかというのは大学制度の根幹に関わる部分ですので、私立大学についてはまず経常費補助制度を

ご理解いただくのがいいかと考えまして、ここに絞ったお話をさせていただきたいと思います。

このお話をする前提としてお手元に「私立大学政策提言」という資料をお配りしています（短縮URL：<https://bit.ly/2PwXm41>）。私どもの会議等に参加された方には漏れなくお渡ししておりますので、全大教の役員の方の中には3冊も4冊も持っているという方もいらっしゃるかと思いますが、こちらに私立大学の基本的な現状と課題についてすべてまとめてあります。ご覧いただければと思います。

この提言の3ページに円グラフがたくさん並んでいます（図1）。2014年段階の数字で、4年制に限っていますが、すべての学部系統で私立大学の学生数が大きな割合を占めていることを示したものです。全体としては、大学数・学生数ともに、短大も含めて日本の大学教育の7割以上を担っているということが一つの現実です。戦後の大学制度において国立大との違いは何かと考えると、国立は旧帝大を除いて一時期にほぼ横並びに設置されました。それに対して私立は今日に至るまで次々と設置されています。戦後70年以上にわたり設置期間に幅があります。ですから規模も地域も多様ですし、時代とともに学問分野のはやりすたりもありますし、進学者の需要も変わってくるということで、国立とは雰囲気がだいぶ違うのだらうと思います。

ただし、大学設置をするという点ではどんな大学も現行の法体系、大学設置基準も含めて、その規制の下に設置されていますから、大学として不適当なものが増えたわけではない。国が大学としてちゃんと認めたものが増えてきたわけです。中には、著明な大学もたくさんあります。私も名前を聞いたことのない私立大学も山ほどあります。受験偏差値でいえばフリーランクと言われるような、学力が低いと言われる学生がたくさん入学している大学ももちろんあります。しかしそうとはいえ大学は大学です。大学教育が行われている。そういう点では、それこそ私立国立公立という設置者の違いや、偏差値ランクにかかわらず、大学は大学であるということだと思っています。そのような前提を置いて、私大助成の制度のお話をしていきたいと思います。



【図 1】 学部系統別学部学生数の比較

(出典：文部科学省「平成 27 年度学校基本調査」から作成)

1. 私立大学への公財政支出制度 ＝私立大学等経常費補助（私大助成）制度とは

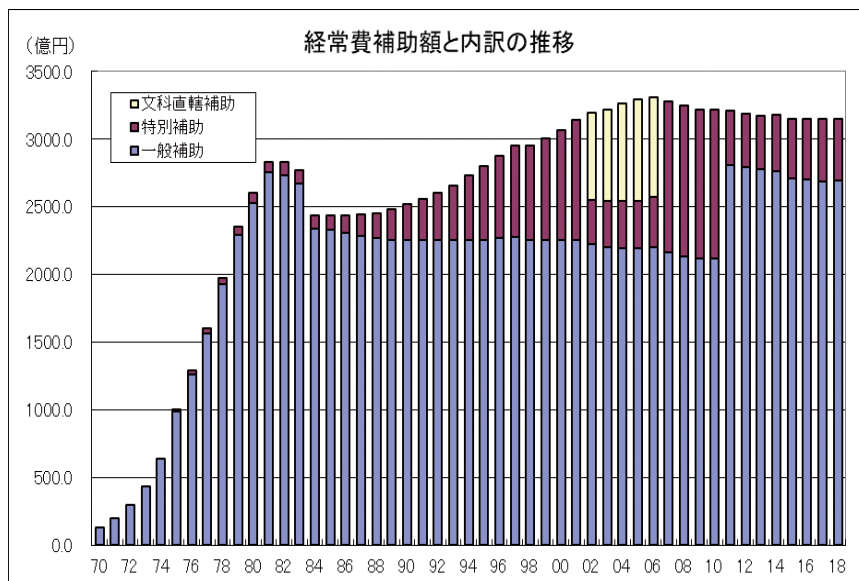
まずは制度創設からの経緯についてです。そもそも私大助成とはどんなものかということです。国立大学の運営費交付金に該当するものと言いでいってしまえばいいですが、創設されたのは 1970 年度の予算からです。その当時は文部省の予算補助として始まりました。75 年に議員立法で私立学校振興助成法ができたことによって、法律補助という位置づけになりました。この時の参議院付帯決議をわれわれはよく引用しますが、私立大学が支出している経常的経費、経常的ですから、大学である以上、当然このぐらいの経費は必要だという範囲になりますが、その 2 分の 1 の補助を早期に実現すべきという付帯決議です。70 年度の補助開始時には、自民党は 5 年間で 2 分の 1 補助にするのだと打ち上げたわけですが、実際は 75 年には 2 分の 1 に大きく届かないところから始まっています。

この私学振興助成法の目的は大きく 4 点ありますが、基本は 3 点、次の①～③です。①私立学校のエデュケーションの維持向上。②学生・生徒・園児の修学上の経済的負担の軽減。③大学経営の健全性の向上。幼稚園から大学まで含まれた条文になります。これらをもってして私立学校の健全な発達に資する、そのために助成を行うという目的規定が置かれました。私立大学については第 4 条で「国は、大学等設置する学校法人に対し、教育研究に係る経常的経費について、その 2 分の 1 以内を補助することができる」としてあり、これが私立大学等経常費補助が交付される法的根拠となっています。

この経常的経費の範囲や算定の仕方は政令で定めるということになっていますが、細かなことは、私立学校振興・共済事業団というところが配分要領、配分基準を毎年度出しています。当然、文科省がお墨付きを与えたものですが、それに基づいて毎年、補助金額が算定されるというのが大きな枠組みとなります。この私立学校振興・共済事業団というのは、補助金の算定・交付をする機関です。経常費補助以外の私立大学への公財政支出ということであると、施設設備補助があります。これはここ数年、非常に少額な 100 億円前

後で推移していて、文科省が直轄で算定・交付しています。

図2をご覧ください。いま申し上げた経常費補助の予算額が1970年から2018年まで棒グラフになっています。70年に百数十億、200億足らずからスタートして、2018年には3154億円の予算がついています。水色の部分とえんじ色部分と黄色い部分がありますが、これについては後でお話しします。一番下の水色のところが一般補助です。国立大学で最近いうところの基幹運営費交付金に類似するものと言ってよいと思いますが、基盤的経費の部分になります。こんな具合に推移してきているということで全体像をイメージしていただければと思います。



【図2】 経常費補助の予算額（1970年から2018年）

（出典：文部科学省各年度予算案から作成）

2. 経常費補助の内容と算定方法の概要

(1) 一般補助（本体）と特別補助（上乗せ）

経常費補助には、今申し上げた一般補助、本体に当たる部分と特別補助というものがあります。法律上はこの名称は用いられていませんが、実質的にはこの二つが振興助成法の中で規定されています。一般補助については先ほど紹介した4条に、教育研究に係る経常的経費についてはその2分の1以内を補助できるとあります。特別補助については、国が学術振興や特定分野・課程等に係る教育振興のため、特に必要があると認める場合に補助金を増額して配分することができるという条文がありまして、これが特別補助の根拠になっています。ですから、あくまで一般補助があって、その上に特殊要因は特別補助で上乗せするというのがそもそもの制度設計でした。直近予算では、一般補助と特別補助の割合は85対15ぐらいとなっています。

〔一般補助〕＝教育研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助。

〔特別補助〕＝国が、学術振興や特定分野・課程等に係る教育振興のため「特に必要がある」場合に一般補助を増額して交付。

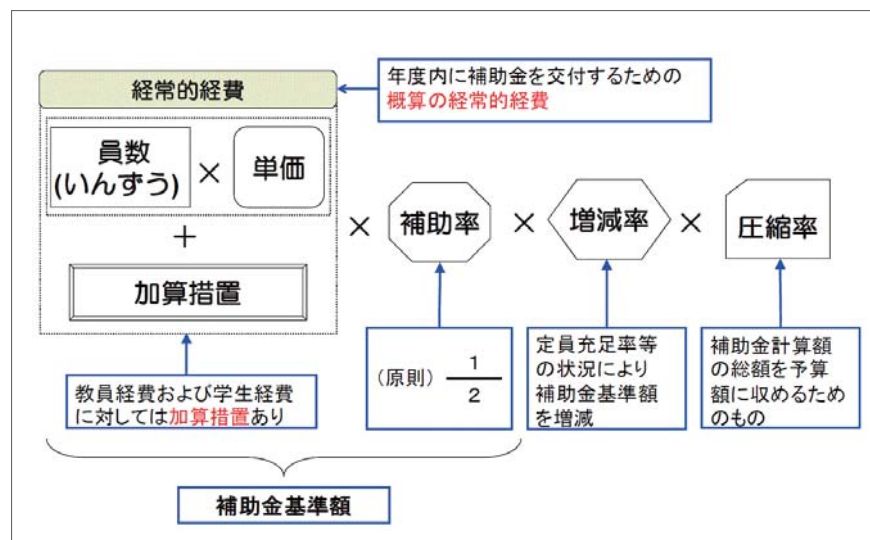
(2) 一般補助の算定方法

では、この一般補助はどのように算定されるのか、ごく大ざっぱな概要だけお話しします。原則、定量的な基準によって算定されてきたということがミソです。

まず、一般補助の対象となる経常的経費の範囲はだいたい決まっています。教育研究を行う上でその基盤となるのは教職員です。まずは人件費です。教職員給与費、非常勤講師給与費、退職金財団への掛け金、福利厚生費（社会保険や年金等に係る経費）などです。次に教育研究経費ということで、学生の教育、研究に必要な機械器具、備品、図書、消耗品、印刷製本費、光熱水料、研究旅費（国内外）。それと認証評価機関に支払う評価料も教育研究経

費に含まれています。厚生補導費というのは、学生指導、課外活動・課外教育に関わる支出、学生の保健管理に必要な経費等になります。の中には、ゼミ合宿などの国内旅費も含まれています。

一般補助の算定のおおまかな方法は、図3をご覧ください。こういった経常的経費について、それぞれ補助単価が決まっています、これに教職員数、学生数という員数を掛け算します。さらに補助率を掛けます。補助率は先ほどの「2分の1以内」に基づいて、基本的に50%を掛けます。そうすると補助金の基準額が出てくるという仕組みになっています。次に補助単価はどのようなものか。皆さんの特に関心のある、人件費で見てみます。例えば大学専任教員給与費の配分基準上の単価は573万1000円と細かく決まっています。一般の学校の平均額のほうが高ければ、この573万1000円×専任教員数×2分の1で補助金の基礎額が出るという仕組みになっています。



【図3】 一般補助の算定方法

(出典：私立学校振興・共済事業団、補助金説明会資料より転載)

これで済めばとてもすっきりしますが、政府・文科省は1980年以降、一貫してメリハリづけを強化してきていて、その一環として一般補助を算定する際にこれに増減率を掛け合わせるということをしています。どのようなものがあるのかといいますと、

- ・ 定員充足率、定員から離れるほど減額、一定以上は不交付。
(定員超過率が1.5倍以上、定員未充足率が50%以下などは不交付)
- ・ ST比が大きいほど減額。
- ・ 学納金に対する教育研究経費等の割合が低いほど減額。
- ・ 教職員の平均給与が高い場合は減額。
- ・ 教職員、役員のうち高額給与者がいる場合は減額。
- ・ 学校法人の収入超過が一定以上の場合は減額。
- ・ 教育研究上の基礎的な情報や財務情報を公表していないと減額。

などです。

定員充足率は多すぎても少なすぎてもだめ、減額しますというものです。ST比、教員1人当たり学生数。学納金に対する教育研究費の割合。学費をいっぱい取って教育研究に金をかけていなければ減らすということ。また教職員や役員に高額給与者がいる場合はその分を減らす。このようなことが細々と決められていて、メリハリ付けがどんどん強化されてきました。この増減率によって一つひとつの大学の基本的な補助金額がほぼ出そろいまして、補助金総額を予算額内に押し込めるために全体に圧縮率を掛けます。毎年およそ80%程度に圧縮する、つまり実際の交付額は算定額よりも2割程度目減りするということが十数年来、続いています。以上が一般補助の計算の仕方です。

次に、特別補助にはどんなものがあるかということをご紹介します。

- ① 毎年度のように改編・入替が行われ非常に不安定。
- ② 政府の重点政策が色濃く反映（概算要求の「優先課題推薦枠」適用）。
- ③ 2018年度予算では、地方の職を支える人材育成、地元産業界との連携、

社会人の組織的受入れ、大学院における若手研究者支援（年俸制導入による厳格な業績評価など）、

- ④ 経営困難私大の選別＝「経営強化集中支援事業」
- ⑤ 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免事業に対する補助も。

毎年度のように文科省と事業団が改組・改編していて、こういうものだとすっきり説明しにくいのですが、ここ数年、いわゆる優先課題推薦枠という概算要求の枠組みを使って、国策に合わせた補助項目を入れているということが言えます。2018年度予算でご紹介すると、非常に露骨ですが、地方の職を支える人材育成や、地元産業界との連携、社会人の組織的受け入れ、大学院における若手研究者支援。これは国立と同じように年俸制を導入して業績管理をきっちりやれというものです。こういったメニューに取り組んでいるところには補助金を出すというのが特別補助の考え方です。

また、経営困難私大の選別をするために、経営困難から脱出できそうな見込みのあるところにはお金を出すということもやっています。最後に、これも国立と同じことになりますが、授業料減免事業に対する補助もこの特別補助でやっています。このような仕組みになっています。

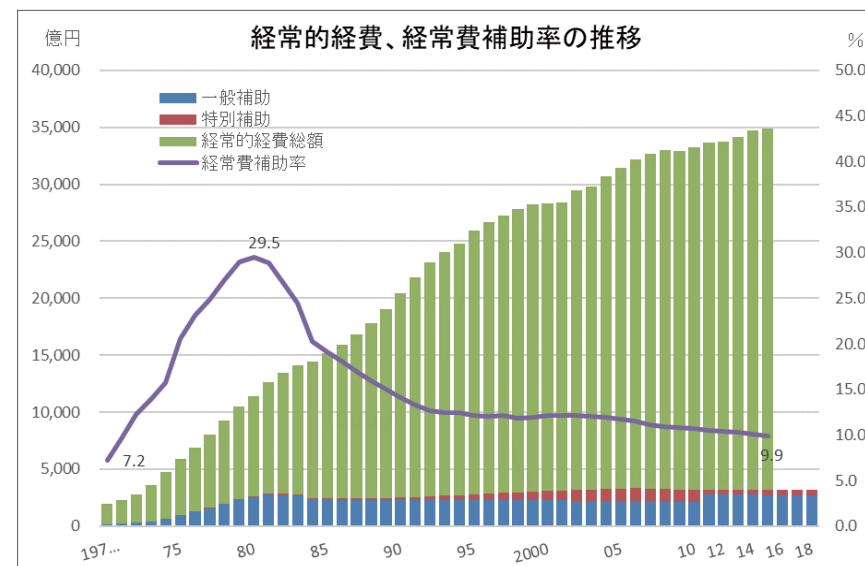
3. 私大経常費補助の問題・その1ーとにかく額が低すぎる

(1) 経常費補助は長期実質減額

次に経常費補助の問題として、ご理解いただきたいことについてお話しします。図4は、緑色のほうが私立大学の経常的経費の総額です。大学数も増えていますし、学生数も増えていますし、施設設備も高度化しなければいけないし、教育環境も改善しなければいけないということで、私立大学の経常的経費はどんどん増えます。今まで学生300人で講義していた授業をせめて200人にしようということでも、その分、経費はかかるわけです。当然、経常

的経費は年々うなぎ上りに増えていきます。それに対して、一番下の青と赤が私立大学経常費補助ですが、ほとんど地べたに横たわっているような形になっています。折れ線グラフが補助率、経常的経費に占める補助の割合になりますが、1980年の29.5%をピークにして右肩下がりに下がって、10%を割ったところで止まっています。2015年度の9.9%です。ここで止まっているのは、2016年度以降、文科省がこの数値の公開をとりやめてしまったからです。ですから、私立大学の経常的経費が今いくらで、補助割合がいくらかというのは、世の中の人には誰も知ることができないということになっています。おそらくずんずん下がっている。下手したら9%台も割り込んで、8%になっているかもしれません。

このように、実態として経常的経費の10%も補助されていない、補助額が低すぎるという問題があります。そして、もう1点は運営費交付金と比べて



【図4】 経常的経費、経常費補助率の推移
(出典：文科省公表資料より作成)

も圧倒的に低いという問題です。国立と私立を単純に比較するのはいかがかとおっしゃる方もときどきいますが、事実としては下の表のような形になっています（図5）。これは2018年度予算で見た場合です。国立については、共同利用研究機関4機関も含んだ数値になっています。私立の学校数には短大も入っていますが、私立が920、国立が90。だいたい10対1の割合です。でも、補助金・運営費交付金の予算額は1対3.5になりますので、大きなねじれがあるわけです。

これを1校当たり平均に換算すると私立が3.4億円、国立が128億円で、その差は37.6倍。学生1人当たりはどうか。私立のほうは四大、短大、高専の人数が入っています。国立は、高専は別の運営費交付金になっていますので外してあります。学生数は私立が約226万人、国立が約61万人で、3.7対1になります。しかし1人当たり予算額は、私立が14万円に対して国立が180万円ということで13倍近い差があります。共同利用研究機関の予算額をこの母数から外しても学生1人当たりは1対12ぐらいになります。格差が

私立大学等経常費補助金と国立大学運営費交付金の格差（2018年度）			
	私立大学	国立大学	私立：国立
予算額（億円）	経常費補助 3,154	運営費交付金 10,971	1：3.5
学校数（校）	920	90	10.4：1
1校当たり額（億円）	3.4	128	1：37.6
学生数（人）	2,259,650	608,969	3.7：1
1人当たり額（万円）	14.0	180.2	1：12.9

＊2018年度学校基本調査、2018年度予算から作成。「学校数」には短期大学（私立）、研究機構（国立）を含む。「学生数」には、大学については学部学生のほか大学院・専攻科・別科の学生及び聴講生・研究生等を含め、短期大学については本科学生のほか専攻科・別科の学生及び聴講生等を含む。

【図5】 私立大学等経常費補助金と国立大学運営費交付金の格差(2018)
(出典：2018年度学校基本調査、2018年度予算から作成)

非常に大きいわけです。例えば、もし経常的経費の2分の1補助が実現したらという仮定で考えると、今およそ10%ですから、予算は5倍必要だということになりますが、5倍にしたとしても私立は学生1人当たり70万にしかありません。それでも格差は2.6倍程度となります。いかに私立への補助金額が低いかがということがおわかりいただけるのではないかと思います。

次の問題に進みます。予算額は国立とこれだけ違いますが、やっていることはほぼ似通っていて、メリハリづけの強化が進んできたこと、そして、補助制度の根本的な変質がこの2、3年で進められているという二つの問題を取り上げます（図5）。まずメリハリある配分の強化ということでは、先ほど申し上げた1980年、補助率がピークになった以降、実額の予算の棒グラフでは1980年はちょっと飛び出っていますが、その後、いわゆる臨調行革の中でメリハリ、メリハリということがずっとうるさく言われて、文部省、文部科学省はメリハリづけを強化するために手を変え品を変えいろいろなことをやってきたと言えます。

特に2007年度からは、これも国立と同じですが、前年比▲1%、前年比1%削減を5年間連続でやれ、国立も私立も一緒だというのが骨太方針で決められ、その結果、私立については一般補助を前年比マイナス1%に減額する手段として、定員割れ大学に対する補助金減額を強化して減額分を捻出することが行われました。ですからこの2007年度から、最終年度には民主党政権への政権交代が起きますが、5年間にわたって定員未充足大学への補助金額はぎりぎり絞られ、定員割れ大学のさらなる弱体化が進んだと考えられます。

図2を見ていただくとおわかりのように、メリハリある配分の中身としては特別補助の割合をどんどん増やしたということがあります。棒グラフの上のえんじ色の部分が特別補助です。ご覧のとおり2011年度までの自民党政権時代は、特別補助をどんどん拡張していきました。黄色いところは小泉政権ですが、特別補助の一部を文科省直轄にするということをやりました。事業団経由で回していたのを文科省に持ってくる。直接的に政策誘導するとい

うことをやったわけです。遠山プランと同時にこれが行われたということです。

民主党政権になって、2011 年度には特別補助をどんどん増やす政策を転換させる組み替えが行われました。これにより、下の水色の部分、一般補助ですが、これがグッと増えているような形になります。拡大した特別補助を一般補助に戻したという点では、私大政策における民主党政権下の唯一の功績と言えるかもしれません。

(2) 安倍政権による私大助成制度の大幅な改変

さて、こここのところに来て話がまた大きく変わってきました。安倍政権による私大助成制度の大幅な改変が進んでいます。

まず 2013 年度予算から、私立大学等改革総合支援事業というものを、経常費補助の配分の枠組みとして新たに導入しました。どのようなものかというと、文科省が設定したタイプ、以前 4 タイプだったのが今は 5 タイプですが、地域貢献や先端的研究などタイプごとに申請大学を募って、得点化し、上位の一定割合の大学には一般補助、特別補助、施設設備補助を全部上乘せて配分する、一般補助であれば 10% ぐらい増やすということをしています。定量的基準で算定・配分していた一般補助に、業績評価に基づく配分を盛り込むという形で、2013 年度からこの事業が始まっています。

さらに、2018 年度予算からは一般補助の配分基準に、教育の質に係る客観的指標というものが導入されました。われわれは断固反対してきましたが、財務省と文科省の合意に基づいてという形でささと導入されました。その前には閣議決定した骨太方針 2017 がありますので、骨太方針に基づいて強行されたということになります。

どのような枠組みかというと、初めにお話しした改革総合支援事業にタイプ 1 というものがあり、内容は「教育の質向上」の取り組み的なものですが、それを全大学に適用して、全大学を点数化する。評価項目は 14 ほどあります。それぞれについて最高得点 2 点、1 点、0 点のような形で点数化し、合

計点数を上から下まで並べて、補助金交付額にプラス 2% からマイナス 2% のメリハリづけをするということが始まっています。

これについては、現段階で具体的な制度設計や配分基準等は公表もされていません。しかし各大学には、14 項目について自分の大学はこういうことをやっているというものを出させて、文科省がそれに点数をつけるということをやっています。ですから、各大学ではこんなものが来たというのは一部の人は知っていますが、国民は何も知らないということになっています。評価項目をいくつか紹介すると、全学的な教学マネジメント体制の構築、I R 機能の整備・I R 情報の公開、アセスメント・ポリシーの整備など、中教審の「グランドデザイン答申」でこれからやると掲げているものが盛り込まれているという形になっています。

2019 年度予算案の高等教育局主要事項には、「アウトカム指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金配分」を強化していくという記述がありますので、国立大学運営費交付金の例の KPI を基にした何とか指標と、たぶんメニューは違うでしょうが、発想は同じということで進んでいくと思われます。これを何とかやめさせないといけない。私立はだいたい補助金のパイが小さいのに、その中でさらに評価でメリハリをつけるという無茶苦茶な政策になりますので、現場は甚だ迷惑ということになります。何とかやめさせたい。

おわりに

お手元に、昨日付けで確定した予算に対する「見解」をお配りしています（後ページ掲載）。年度を入れていないのは、現下の問題は 2018 年度予算から始まっているためです。現在の経常費補助予算にはどういう問題があるかというのをまとめたものになります。これも後でご覧いただければと思います。とりあえず大枠は以上です。

私立大学等経常費補助予算に対する日本私大教連の見解

2019年3月30日
日本私大教連中央執行委員会

1. 私立大学等経常費補助の現状—形骸化する私立大学振興助成の理念

3月27日に成立した2019年度政府予算において、私立大学等経常費補助は3159億円（前年度比+5億円）が計上されました。内訳は、一般補助が2711億7700万円（同+15億円）、特別補助が477億2300万円（同-10億円）です。総額は微増したものの、経常費補助の考え方と内容には大きな変更が加えられています。

第1に、〈一般補助〉の算定基準の大幅な改変です。政府は、〈一般補助〉について「アウトカム指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進する」と主張し、①「教育の質に係る客観的指標」による評価に応じた配分の強化と、②定員未充足大学への補助金減額措置の強化、とに踏み切っています。これは、経常費補助制度の理念と枠組みを大きく歪めるものです。

〈一般補助〉は、私立学校振興助成法の目的（①私立大学等の教育条件の維持向上、②学生の修学上の経済的負担の軽減、③大学経営の健全性の向上）に基づき、大学運営に不可欠な経常的支出への補助をおこなうものです。したがって、その算定は、教育研究活動の基盤的条件をすべての大学に保障するために定量的基準によって行われてきました。

しかし政府は、2013年度予算配分で「改革総合支援事業」を設け、この事業に申請した各大学の取り組みを点数化したうえで、得点上位の一定割合の大学には〈一般補助〉〈特別補助〉〈施設設備補助〉を上乗せする仕組みを導入しました。〈一般補助〉の枠組みに「評価」による差別化を持ち込んだものですが、さらに2018年度予算からは「評価」対象を補助金の交付を受けるすべての大学に拡大しました。そして文科省が設定した14の評価項目について点数化して5段階程度に序列化し、補助金額を+2%〜2%の範囲で増減させるとしています。いわゆる、配分額の「メリハリ付け」です。

-2%程度の減額なら影響は少ない、と思われるかもしれませんが、問題はそう単純ではありません。経常費補助制度は、その創設当初から教育研究活動に必要な経常的支出の2分の1を補助することが目標とされ、私立学校振興助成法の制定時には国会附帯決議に2分の1補助の早期達成が明記されました。しかし、政府はこの国会決議に反し、長期にわたり経常費補助を実質的に削減してきました。驚くことに、近年の経常的支出に対する補助率は10%未満にまで落ち込んでいます。予算額を学生一人当たり換算すると、私立大学生は国立大学生の約13分の1という異常な事態に陥っています。なぜこれほどの格差を強いるのか、あまりにも理不尽です。こうした環境にあるために、私立大学の運営は学費収入に大きく依存せざるを得ませんが、すでに学費は家計負担の限界に達するほどに高騰しています。

第2に、〈一般補助〉と〈特別補助〉の両方にまたがる改変です。政府は2018年度〈一般補助〉の算定基準として「学部ごとの収容定員充足率による減額区分」を現行の10区分から36区分に細分すると同時に、各区分の減額率を大幅に引き上げました。例えば、定員充足率85%のケースでは減額率が4%から9%に、定員充足率70%では22%から27%になりました。そればかりか、

1/2

〈特別補助〉の配分でも、①収容定員充足率が75%未満、②5ヵ年連続で充足率が減少、③過去5年間の事業活動収支差額がマイナス、④「教育の質に係る客観的指標」評価の増減率がマイナス、の4条件すべてに該当する大学等は一定率を減額されます。定員を充足できないのは「教育の質や魅力に乏しく、社会から評価されていない大学」であり、こうした大学が「税金によって救済されることがあってはならない」というのが、政府の言い分です。

はたしてそうでしょうか？ 定員未充足の大学の多くは、北海道、東北、北陸、中国、四国、九州など地方に集中しています。そうなるのは、地域経済基盤の弱体化➡地域労働市場(若者の就職市場)の縮小➡地方における勤労者世帯収入の減少➡地方の若者の低い大学進学率の固定化➡地方私大の経営基盤の悪化、という外在的かつ複合的要因が地方大学を襲っているからです。けっして「教育の質や魅力に乏しく、社会から評価されていない大学」だから定員を充足できないのではありません。大都市圏と地方の大学格差は、高度成長期以降の経済政策の産物です。にもかかわらず、定員未充足を当該大学の「自己責任」の問題として強調することは、地域社会に必要な専門的人材(地元私大卒業者の6〜7割が地元就職者)の養成を主な目的に奮闘している地方の大学の経営を圧迫し、地方に暮らす若者の進学環境を一段と悪化させることになります。

2. 何が問題なのか

以上、私立大学等経常費補助の現状を述べましたが、こうした現状を直視し、政府が直ちに実行すべきは、予算配分の「メリハリ付け」の強化ではなく、あまりにも低水準の経常費補助の総額を大幅に引き上げることです。私立大学は、学生数、学校数とも日本の大学の7割以上を占め、これまでの長い歴史のなかで国民生活の向上と社会の発展に多大な貢献をしてきました。ゆえに私立大学は国民の財産であり、私立大学の充実が国民生活の向上にも直結します。

私たち日本私立大学教職員組合連合は、こうした私立大学の社会的使命と責任とをふまえ、以下に2019年度経常費補助をめぐる問題点を指摘するとともに、真の高等教育の充実に向けて高校生、大学生、市民、国民のみならずの目標に立った運動を続けていきます。

- (1) 定員未充足を理由にした経常費補助の減額は、地方の中小規模大学にとっては死活問題です。地方私立大学の再編・淘汰の促進は、地方に暮らす若者の進学環境を一段と悪化させ、地方の未来を奪うものです。
- (2) 〈一般補助〉と〈特別補助〉から二重に減額する仕組みの導入は、経常費補助制度の根本理念を逸脱した不当なものです。
- (3) 経常費補助の算定基準の改変は、本来、経常費補助の根拠法である私立学校振興助成法や関係省令の改正を経て実施されるべきものですが、こうした手続きを踏むことなく“密室”で決められ、実施されています。そのため、私立大学の存続基盤を左右する重大な改変が独り歩きしています。
- (4) 文科省は2016年度より、日本の私立大学全体の経常費に対する補助割合（経常費補助率）を公開していません。これは、私立学校振興助成法制定時の国会附帯決議を完全に無視しており、行政権力による立法の私物化の典型といえます。
- (5) 最後に、私立大学の存在を抜きに日本の高等教育のあり方をデザインすることはできません。したがって、著しく低水準である経常費補助の現状を抜本的に見直すとともに、私立大学生の家計負担を大幅に軽減するための政策転換を強く訴えます。

2/2